

1 1月14日付けの措置及び指定変更

【1月15日午前0時以降適用開始】

全ての国・地域からの帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間を、オミクロン株が支配的になっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者について、14日間から10日間に変更。

【1月17日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機：インド全土(※)、タイ、メキシコ、モルディブ
 3日間待機(非オミクロン株) → 3日間待機(オミクロン株)：ネパール

※既に3日間待機措置の対象であるインド(カルナータカ州、ケララ州、タミル・ナド州、デリー準州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州)は、変更なし。

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域（11か国）

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後10日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（15か国・地域）

イタリア、英国、オランダ、韓国、ケニア、スウェーデン、タンザニア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、フランス、米国(イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州)、ポルトガル

ベネズエラ

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後10日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（56か国・地域）

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、インド全土、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア(クイーンズランド州、首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、北部準州)、オーストリア、カタール、ガーナ、カナダ全土、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コロンビア、シエラレオネ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、タイ、チェコ、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ドミニカ共和国、ネパール、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル(サンパウロ州)、仏領レユニオン島、米国全土(上記(2)の州を除く)、ペルー、ベルギー、ポーランド、マルタ、メキシコ、モルディブ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、レバノン、ロシア全土

ウクライナ、ウズベキスタン、コスタリカ、スリナム、ハイチ、モロッコ、モンゴル

※ [] の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域（計73）
 ※青字の国・地域からの帰国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機での待機を求めず、10日間の自宅等待機を求めている。
 ※①青字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者、②緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者、③緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者については、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、10日間の自宅等待機を求めている。